

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート!

受入れ機関向け

在留資格

「特定技能」

が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



特定技能1号※

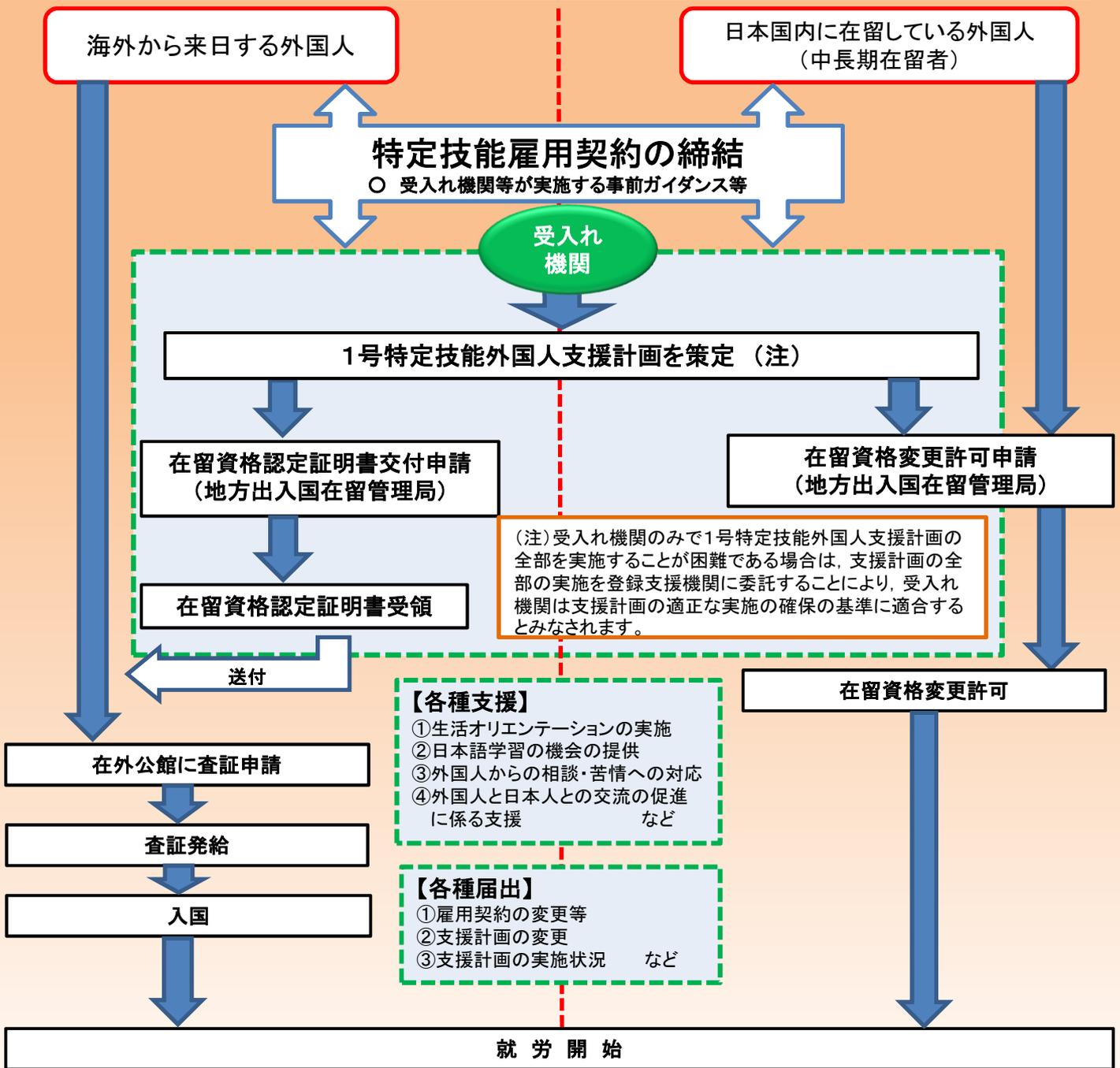
特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

法務省入国管理局

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



よくある御質問

- Q : 母国における外国人の学歴は必要ですか。
A : 学歴については、特に求めていません。なお、特定技能外国人は18歳以上である必要があります。
- Q : 登録支援機関として登録を受けた機関は公開されるのですか。公開されるとした場合、どこに公開されるのですか。
A : 登録支援機関の登録を受けた場合には、出入国在留管理庁のホームページで公表されます。
- Q : 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。
A : 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。

特定産業分野と受入れ見込数等

特定産業分野	分野所管行政機関	受入れ見込数 (5年間の最大値)	従事する業務
1 介護	厚労省	60,000人	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)のほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]
2 ビルクリーニング		37,000人	・建築物内部の清掃 [1試験区分]
3 素形材産業	経産省	21,500人	・鋳造 ・工場板金 ・機械加工 ・金属プレス加工 ・機械検査 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・ダイカスト ・溶接 ・めっき ・塗装 ・鍛造 ・機械保全 [13試験区分]
4 産業機械製造業		5,250人	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・めっき ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・電子機器組立て ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電気機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 ・工業包装 ・機械加工 [18試験区分]
5 電気・電子情報関連産業		4,700人	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 [13試験区分]
6 建設	国交省	40,000人	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 [11試験区分]
7 造船・船用工業		13,000人	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]
8 自動車整備		7,000人	・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 [1試験区分]
9 航空		2,200人	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等) [2試験区分]
10 宿泊		22,000人	・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]
11 農業	農水省	36,500人	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]
12 漁業		9,000人	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁業機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) [2試験区分]
13 食料品製造業		34,000人	・食料品製造業全般(食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) [1試験区分]
14 外食業		53,000人	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) [1試験区分]

14の特定産業分野に関する問合せ先についてはこちら

分野所管
行政機関

	特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先 ()内は内線
1	介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2125, 3146)
2	ビルクリーニング		医薬・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111(2432)
3	素形材産業	経産省	製造産業局素形材産業室	03-3501-1063
4	産業機械製造業		製造産業局産業機械課	03-3501-1691
5	電気・電子情報関連産業		商務情報政策局情報産業課	03-3501-6944
	(製造3分野全体)		製造産業局総務課	03-3501-1689
6	建設	国交省	土地・建設産業局建設市場整備課	03-5253-8283
7	造船・船用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
8	自動車整備		自動車局	03-5253-8111(42426, 42414)
9	航空		航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室 (航空機整備関係)	03-5253-8111(①49114) (②50137)
10	宿泊		観光庁観光産業課観光人材政策室	03-5253-8367
11	農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2162
12	漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
13	飲食物品製造業		食料産業局食品製造課	03-6744-7180
14	外食業		食料産業局食文化・市場開拓課	03-6744-7177

制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等についての問合せ先はこちら

法務省

官署名	住所	連絡先
法務省入国管理局総務課広報係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111(2737)
札幌入国管理局総務課	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
仙台入国管理局総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京入国管理局総務課	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7250
東京入国管理局横浜支局総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋入国管理局総務課 ○受入れ・共生関係 総務課→審査管理部門(2019年4月1日以降) ○在留資格「特定技能」関係 就労審査部門→就労審査第二部門(2019年4月1日以降)	愛知県名古屋市長区正保町5-18	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114
大阪入国管理局総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
大阪入国管理局神戸支局総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島入国管理局入国・在留審査部門 →就労・永住審査部門(2019年4月1日以降)	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412(代)
高松入国管理局総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡入国管理局総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-717-5420
福岡入国管理局那覇支局審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

○2019年4月1日から、入国管理局は出入国在留管理庁に組織改編します(住所・電話番号は変更なし)。
○在留資格「特定技能」の詳細については、法務省HPを御参照ください。→「法務省 特定技能」で検索☆